

次のように制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年3月10日

静岡県知事 川勝平太

記

1 入札執行者

静岡県御前崎港管理事務所長 平井 一彰

2 担当部局

〒437-1623 静岡県御前崎市港6170-1

静岡県御前崎港管理事務所企画振興課

電話番号 0548-63-3213

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号 御第52504号

(2) 業務名

令和5年度〔第35-W0105-01号〕御前崎港保安対策監視システム保守点検業務委託

(3) 業務対象地

静岡県御前崎市港地内

(4) 業務概要

監視システム保守点検業務 1式

(5) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 競争入札参加資格の確認等

本入札は入札後審査型とする。

この入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果落札候補者となった者は、入札後に入札参加資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

落札候補者は次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けるものとする。

- (1) 静岡県における建設工事競争入札参加資格（電気通信工事）の認定を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する電気通信工事業に係る特定又は一般建設業の許可を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）法第3条第1項に規定する営業所が静岡県内にあり、当該営業所が電気通信工事の静岡県建設工事競争入札参加資格を有していること（当該業種の入札及び請負契約に関する権限等の委任を受けていること）。
- (4) 平成19年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるものに限る。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に伴い、工期を延長した工事と確認ができるものであって延長前の工期をすでに経過しているものについては、この限りでない。）に、国、地方公共団体又は特殊法人等（「特殊法人等」とは、

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人をいう。）が発注した道路、河川、海岸、港湾、漁港又は空港における遠隔監視設備（以下「当該設備」という。）に係る電気通信工事を元請として施工した実績又は当該設備の保守管理業務の実績を有すること。ただし、工事の場合、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合、同種工事の施工実績として認めない。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県建設工事入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (9) 事業協同組合、企業組合、協同組合、官公需適格組合、その他組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

## 5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札においては、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、落札者となることができない。

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次により申請書を提出しなければならない。申請書等の配布方法等については、下記6を参照のこと。

### ア 提出期間

令和5年3月13日（月）から令和5年3月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### イ 提出書類

次の書類を各1部持参により提出。郵送又は電送によるものは受付けない。

- ㉠ 入札参加資格確認申請書（様式1号）
- ㉡ 秘密保全等に関する誓約書（様式2号）
- ㉢ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付。入札参加資格確認通知書の送付を希望する者。）

ウ 提出場所

上記2に同じ

エ 入札参加資格の確認及び通知

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和5年3月16日（木）までに通知する。

(2) 落札候補者について

開札の結果、落札候補者になった者は、以下の資料を提出しなければならない。

ア 静岡県における建設工事競争入札参加資格に係る令和3・4年度建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 建設業許可通知書の写し（申請書提出日時点において、許可の有効期間開始日が到来しているもの）並びに受付印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第22号の2の写し等静岡県内に営業所があることを証する書類

ウ 同種工事の施工実績を確認できる書類

エ 配置予定技術者の資格及び雇用関係を証する書面の写し

オ 提出期限

令和5年3月27日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（次順位者以降の者の期日は別途指示する。）期間内の午前9時から午後5時まで

カ 提出場所

上記2に同じ

(3) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

キ 最低制限価格を設定する。

6 入札参加資格確認申請書等の配布期間、配布場所、配布方法

(1) 配布期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月15日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記 2 及び静岡県御前崎港管理事務所ホームページ

(<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/omaezaki/>) にて配布する。

(3) 配布方法

無料で配布する。

7 入札前の参加資格確認で入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和 5 年 3 月 22 日（水）午後 5 時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない（土曜日及び日曜日を除く。）。

(3) 入札執行者は、(1)の説明を求められたときは、令和 5 年 3 月 23 日（木）までに説明を求めた者に対し書面により上記 2 において回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記 2 に同じとする。

8 入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求めるとともに、令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時までに書面（様式自由）持参することにより提出しなければならない（土曜日及び日曜日を除く。）。

(3) 入札執行者は、(1)の説明を求められたときは、令和 5 年 4 月 3 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により上記 2 において回答する。

(4) (2)の書面の提出先は、上記 2 に同じとする。

9 設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付

(1) 交付期間

令和 5 年 3 月 10 日（金）から令和 5 年 3 月 15 日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 交付場所

上記 2 に同じ

(3) 交付方法

入札参加資格確認申請書を提出した者に対し無料で交付する。業務の性質上、設計図書等は貸与し、要返却とする。なお、交付にあたっては様式第 2 号による誓約書の提出を要する。

10 設計図書等に対する質問受付

(1) 入札参加資格確認申請書を提出し設計図書等の交付を受けた者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求めるとともに、令和 5 年 3 月 17 日（金）午後 5 時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。提出先は、上記 2 に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和 5 年 3 月 22 日（水）までに入札参加資格者全員に電送

により回答する。

- (4) (3)の回答書は、業務の性質上、窓口での縦覧は行わない。

11 現場説明会

現場説明会は行わない。

12 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札執行日時 令和5年3月24日(金) 午前10時

- (2) 入札の場所 静岡県御前崎市港6170-1 御前崎港管理事務所 2階会議室

- (3) その他

ア 電送及び郵送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細は、「入札上の注意事項について」を参照すること。

静岡県御前崎港管理事務所ホームページ

(<http://doboku.pref.shizuoka.jp/desaki2/omaezaki/>に掲載)

オ 入札執行回数は、2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

15 その他

- (1) この公告に掲げる契約は、当該委託業務にかかる令和5年度清水港等港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とし、契約の締結は令和5年4月1日とする。

- (2) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、建設工事競争入札参加停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。

- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) その他詳細不明の点については、静岡県御前崎港管理事務所企画振興課(電話0548-63-3213)に照会すること。